

□■□■□■ トピックス解説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

ILOの活動内容、仕事の世界に関係するトピックスの解説を行っていきます。

第8回は、ILOの事務局 (International Labour Office) です。

◆◇国際労働事務局 (International Labour Office) ◇◆

ILOの総会や理事会で決定された方針を実行に移すのはILOの事務局です。国際労働機関 (International Labour Organization) 同様、略称はILOです。本部はジュネーブにあり、東京を含む世界各地に約50の現地事務所が置かれています。

事務局は、労働者の生活状態及び労働条件の国際的調整に関する全ての事項についての資料の収集及び配布、総会、理事会、その他諸会議の準備と運営事務、総会の決定に基づいて行う法律及び規則の立案並びに行政上の慣行及び監督制度の改善に関して政府が要請した場合に行う技術援助、条約の実効的な遵守に関する諸任務、総会または理事会より委託されたその他の任務などを遂行します。職員は約2,270名でその国籍は約120カ国にわたります。

事務局を率いる事務局長の任期は5年で、理事会で任命されます。第9代事務局長のファン・ソマビア (チリ) は初の途上国出身の事務局長で1999年3月に就任しました。

現在、ILOは4つの戦略目標を通じ、21世紀のILOの総合目標であるディーセント・ワークの確保に向けて活動していますが、事務局もこれに対応する4つの総局 (Sector) 体制を基本としています。この他に、支援業務を提供する総局、地域活動・技術協力を担当する総局があります。部局横断的なプログラムは事務局長が直接管轄しています。業務に整合性と一貫性が確保されるよう、事務局長以下、前記6総局の総局長 (Executive Director) から構成されるシニア・マネジメント・チームが設置され、事務局長の任務遂行を補佐しています。優先順位の高い重要なテーマについては、国際重点計画 (InFocus Programme) として、集約的な活動が行われています。

各総局の構成と主な担当業務は以下の通りです。各部局の詳しい業務内容は、それぞれのホームページをご覧ください。

□基準・労働における基本的原則及び権利総局 (Standards and Fundamental Principles and Rights at Work Sector)

戦略目標1「労働における基本的原則と権利の推進と実現」を担当するこの総局は、(1)条約・勧告関連活動全般を扱う国際労働基準局 (International Labour Standards Department)、(2)1998年に採択された「労働における基本的原則と権利に関するILO宣言の推進とフォローアップ」 (InFocus Programme on Promoting the Declaration) と(3)児童労働の活動全般 (InFocus Programme on Child Labour) をそれぞれ扱う2つの国際重点計画から構成されます。(3)には、ILOで最大の技術協力計画、児童労働撤廃国際計画 (IPEC) が含まれています。この総局にはまた、(4)総会、理事会、地域会議の事務局を務める会議事務局 (Relations, Meetings and Document Services Department) も置かれています。

(1)は担当する基準分野によって、(5)平等、強制労働、雇用政策、移民労働者、先住民に関する基準を担当する平等・雇用部 (Equality and Employment Branch)、(6)理事会の結社の自由委員会の事務局を務め、社会対話に関連する基準全般を扱う結社の自由部 (Freedom of Association Branch)、(7)児童労働、労働行政、船員、社会保護、安全衛生、労働条件に関する基準を担当する社会保護・労働条件部 (Social Protection and Labour Conditions Branch)、そして(8)基準設定方針等の分野に関し、理事会の事務局を務め、各種法律情報を提供する基準政策・情報部 (Standards Policy and Information Branch) の4部で構成されています。(4)は、(9)会議資料・議事録の印刷・配布を行う文書制作・配布部 (Document Production and Distribution Branch)、(10)資料・議事録作成などを行う公式文書部 (Official Documentation Branch)、(11)会議の準備運営、案内送付、出席者対応を行う公式関係部 (Official Relations Branch) の3部で構成されています。

□雇用総局

戦略目標2「男女が人間的な雇用と収入を確保できる機会の充実」を担当するこの総局は、(1)世界の雇用情勢を分析し、マクロ経済、金融、その他の政策や開発が雇用に与える影響を報告する雇用戦略局 (Employment Strategy Department)、(2)ILOの雇用促進活動においてジェンダーの主流化を進め、女性の仕事の量と質の改善に向けた活動を行うジェンダー推進局 (Gender Promotion Department)、(3)あらゆる企業における人間的な仕事の創出と保持をめざした活動を行う雇用創出・企業開発局 (Job Creation and Enterprise Development Department)、(4)「多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言」の推進を行う多国籍企業計画 (Multinational Enterprises Programme)、(5)コソボ、東ティモール、アフガニスタンなど危機的状況にある地域の復興・再建を支援する復興・再建局 (Recovery and Reconstruction Department)、(6)障害者など弱い人々に特に重点を置きながら、訓練に対する投資の増大をめざし、官民の職業紹介機関、訓練施設の協力を通じ、労働市場の変化に対応した取り組みの開発などを奨励している技能・知識・雇用可能性国際重点計画 (In-Focus Programme on Skills, Knowledge and Employability) から構成されています。

(3)は、(7)協同組合及び同種の集団基盤型事業体の強化に向けた活動を展開する協同組合部 (Cooperatives Branch)、(8)小企業及び零細企業における雇用創出とディーセント・ワークを支援し、インフォーマル経済に属する企業の質の向上を推進する、小企業開発を通じた雇用創出国際重点計画 (InFocus Programme on Boosting Employment through Small Enterprise Development)、(9)グローバル・コンパクトなど、国際労働基準とILOの基本原則に沿った経営慣行の採用を奨励する経営・企業市民計画 (Management and Corporate Citizenship Programme) から構成されています。(5)は、(10)労働集約的な公共インフラ工事の実行を通じて雇用を創出し、貧困を緩和する方法を追求する雇用集約投資部 (Employment Intensive Investment Branch) と(11)危機に関するILOの対応を企画、調整する危機対応・再建国際重点計画 (InFocus Programme on Crisis Response and Reconstruction) の2つで構成されています。

□社会保護総局

戦略目標3「すべての人々に対し、社会保護の効果を高め、保護範囲を広げること」を担当するこの総局は、社会保障と労働者保護の分野を扱います。(1)政府及び労使団体が労働者の雇用・労働条件を改善し、例えば、職場のセクハラ対策のように労働者の尊厳を尊重する政策や慣行を採用するのを支援する労働条件部 (Conditions of Work Branch)、(2)HIV/AIDSの影響評価、働く世界へのさらなる蔓延の予防をめざした情報提供・教育訓練、感染者・患者の権利を擁護し、感染労働者とその扶養家族のニーズに的を絞った国内計画の立案支援、感染者・患者の雇用と収入の機会の拡大に向けた活動を行っているHIV/AIDSと働く世界ILO計画 (ILO Programme on HIV/AIDS and the World of Work)、(3)全ての労働者が国際労働基準に対応した基本的な保護を得られるよう、加盟国及び産業界が効果的な予防・保護政策及び計画を設計し、実施する能力を高めること等をめざし、国際労働安全衛生情報センター (CIS) を通じた労働災害・職業性疾患に関する情報提供、効率的で効果的な労働監督制度確立に向けた支援、職場における安全衛生問題の管理に向けた規準開発等を行っている労働安全衛生・環境国際重点計画 (InFocus Programme on Safety and Health at Work and the Environment)、(4)低所得国や低所得社会における保障制度、女性の特別のニーズに特に注意を払いながら、政策開発と技術協力の支援に向け、安全を損なう要因及び安全を強化できる政策選択肢に関する調査研究等を行っている社会・経済保障国際重点計画 (InFocus Programme on Socio-Economic Security)、(5)外国人労働者、移民労働者の保護、機会均等・平等待遇を奨励し、保障するような効果的な国内政策及び計画の開発を支援し、グローバル化の時代における国際労働力移動をもっとうまく管理できる方法に関する国際的な合意の形成を図っ

ている国際労働力移動部（International Migration Branch）、さらに社会保障を扱う次の2部から構成されています。(6) 社会保障財務数理統計部（Social Security: Finance, Actuarial and Statistical Services Branch）は、社会保護制度における数量分析法の適用と包括的な国際比較データの利用を通じて、政府、労使団体、社会保障機関に、社会保護制度の設計、運営、長期財政計画向上、小規模保険制度の財政的な将来性に関する助言を提供し、各種出版物を発行しています。(7) 社会保障企画開発基準部（Social Security: Planning, Development and Standards Branch）は、国際労働基準に含まれる原則に基づき社会保障政策の設計、改革、実施において、加盟国政府と労使団体を支援し、社会保障制度の効果的な運営と統治に寄与することを目指し、技術協力等を行っています。

□社会対話総局

戦略目標4「三者構成主義と社会対話の強化」を担当するこの総局は、それぞれ労働者団体と使用者団体との連絡窓口となり、関連の活動を行う(1) 使用者活動局（Bureau for Employers' Activities）と(2) 労働者活動局（Bureau for Workers' Activities）、そして(3) 社会対話の推進、社会対話参加者（関連政府機関と労使団体）の強化等为目标とし、政労使の代表性、機能、サービス提供力を高める良い慣行と要因の把握、社会対話の法的枠組み・制度の強化、健全な労使関係の推進、ILOの基準や助言に沿った労働法・雇用関係法制整備に向けた支援、労働行政の強化、労働裁判所の設立・強化支援等に向けた活動を行う社会対話・労働法・労働行政国際重点計画（InFocus Programme on Social Dialogue, Labour Law and Labour Administration）、(4) 産業別会合の事務局を務め、産業単位での調査研究、技術協力を手がける部門別活動局（Sectoral Activities Department）から構成されています。

□地域・技術協力総局

この総局は、世界各地で展開されているILOの地域活動と技術協力を担当しています。

(1) 開発協力局（Development Cooperation Department）は、ILOの技術協力ネットワークの調整を行い、技術協力に関する政策運営・実施評価・報告書の作成などを担当しています。地域は以下の5つに区分され、それぞれの活動は地域総局が統括しています。

(2) アフリカ地域におけるILOの活動は、アビジャン（コートジボワール）にある地域総局を中心に、アルジェ、アンタナナリボ、ダルエスサラーム、キンシャサ、ラゴス、ルサカ、プレトリアの7地域事務所と、アビジャン、アディスアベバ、カイロ、ダカール、ハラレ、ヤウンデに置かれた6つのマルチディシプリナリー・アドバイザリー・チーム（MDT）で実施されています。MDTとは、多分野の専門家の混成チームで、地域における技術協力の実施部隊です。

(3) 中南米・カリブ地域のILOの活動は、リマ（ペルー）にある地域総局を中心に、ブラジル、ブエノスアイレスの2地域事務所、ポートオブスペイン、サンティアゴ、サンホセ、リマの4MDTが進められています。この他、北米にはワシントンに支局が、ニューヨークには国連との連絡事務所が設置され、モンテビデオには米州の職業訓練に関する文献研究センターがあります。

(4) アラブ地域では、ベイルート（レバノン）に地域総局とMDTが、クウェートに現地事務所が置かれています。

(5) アジア太平洋地域におけるILOの活動は、バンコク（タイ）にある地域総局を中心に、北京、コロンボ、ダッカ、ハノイ、イスラマバード、ジャカルタ、カトマンズ、スバの8地域事務所、バンコク、マニラ、ニューデリーの3MDTを通して実施されています。東京には支局があります。

(6) 欧州・中央アジア地域の活動は、ジュネーブ（スイス）のILO本部内にある地域総局を中心に、アンカラ、ボン、リスボン、ロンドン、マドリード、パリ、ローマの7支局、ブリュッセルにあるEC・ベネルクス諸国との連絡事務所、ブダペス

トとモスクワの2MDT、ソフィア、ブカレスト、アルマトゥイ、ワルシャワ、タリン、プラスチックラバ、キエフ、サラエボ、ミンスクの9通信員を通して進められています。

□支援業務総局

この総局は、事務局の業務が円滑に行われるよう、事務局内部に対し総務上のさまざまなサポートを提供しています。

(1)財務局 (Financial Services Department) は、(2)予算の立案・管理、ジュネーブ本部関連の各種支払いを行う予算財務部 (Budget and Finance Branch) と(3)加盟国から払い込まれた拠出金の管理・運用、会計報告作成、各地の事務所の会計管理といった業務を行っている資金会計部 (Treasury and Accounts Branch) から構成され、計画運営局と協力し、ILOの予算・財務関係諸業務が、規則に則り効果的且つ効率的に遂行されることを確保しています。

この他に、(4)ILO内における情報技術 (IT) と通信に関するあらゆる業務を担当する情報技術・通信局 (Information Technology and Communications Bureau)、(5)資材管理、受付、警備、文書ファイリングなどILO事務局内の庶務を担当する総務局 (Internal Administration Bureau)、(6)印刷物、電子媒体の情報・知識共有ネットワークを構築する図書館・情報サービス局 (Bureau of Library and Information Services)、(7)ILO刊行物の出版、販売、流通を行う出版局 (Publications Bureau) で構成されています。

□事務局長直轄部局

組織横断的な以下の部局、事務所は事務局長が直接管理しています。

(1)事務局長を補佐し、助言を提供し、秘書的業務全般を行う事務局長官房 (Director-General's Office)、(2)マスコミその他に対するILOの見解と活動の広報を担当するコミュニケーション局 (Department of Communication)、(3)ニューヨークの国連連絡事務所を窓口に、国際機関とのパイプ役として、国連諸機関などとの関係を強化し、国際的な場におけるILOの見解、立場の表明を推進する渉外・パートナーシップ局 (Bureau of External Relations and Partnerships)、(4)技術協力の現場から会議出席者にいたるまで、ILOのあらゆる活動にジェンダーの主流化が達成されるための努力を支援するジェンダー平等局 (Bureau for Gender Equality)、(5)ILO職員の人材開発、人事関係業務を扱う人材開発局 (Human Resources Development Department)、(6)内部監査、監督、モニタリング、業務管理、財務管理、資産利用の適切性と効果の評価を行う内部監査局 (Office of Internal Audit and Oversight)、(7)ジュネーブにあるILOの研究機関である国際労働問題研究所 (International Institute for Labour Studies)、(8)トリノ (イタリア) にある、ILOの研修施設である国際研修センター (International Training Centre)、(9)ILO憲章、ILO総会議事規則、理事会議事規則、国際労働基準から各地の事務所の地位、一般契約に至るまで、ILO内におけるあらゆる法律文書・行為を扱い、求められた場合には解釈を提供し、改正案を立案するなど、ILOの法律行為全般を統括している法務局 (Office of the Legal Services)、(10)ディーセント・ワークに関わる活動に率先して取り組み、各部局、地域の政策統合ニーズに応える政策統合局 (Policy Integration Department)、(11)ILOの事業計画・予算案を作成し、その実行を管理する計画運営局 (Bureau of Programming and Management)、そして(12)東京支局と(13)ワシントン支局は事務局長直轄となっています。

(5)は、(14)職員契約管理などの中核的人事業務、採用、パフォーマンス管理、キャリア・カウンセリング、研修活動といった人材開発活動を担当する人材業務・開発部 (Human Resources Operations and Development Branch) と、(15)雇用条件に関する方針・手続・規則の開発・実施・見直し、法務、情報通信技術や人事データベースの管理、各種社会給付を扱う人材政策・管理部 (Human Resources Policy and Administration Branch) の2部で構成されています。(10)は、(16)統計に

関する専門知識を提供し、統計データの収集・保管を中心となつて行つた統計局（Bureau of Statistics）、(17)事務局各部門と連携し、国際レベルにおける包括的な経済・社会政策立案への関与、ILOに関連する経済・社会面の大きな動きのモニタリング、国際経済政策事項に対するILOの方針表明の準備といった活動を行う国際政策グループ（International Policy Group）、(18)各国がディーセント・ワークを実施していくための統合的なアプローチの開発・適用努力を支援する国内政策グループ（National Policy Group）、(19)ディーセント・ワーク目標の実施に関連し、新たに求められるデータ体系と能力の開発を推進・支援する統計開発・分析班（Statistical Development and Analysis Unit）、(20)理事会の提案に基づき設置され、2003年にグローバル化に関する報告書を作成することになっているグローバル化の社会的側面世界委員会の事務局（World Commission on the Social Dimension of Globalization）から構成されています。